

「ふくいの党」 党規約

第1章 総則

第1条（名称）

本党は、「ふくいの党」（以下「本党」という）と称し、福井県に本部を置く。

第2条（目的）

本党は、「ふくいの党綱領」及びそれに基づく政策の実現を図ることを目的とする。

2 本党は、都市部や国の政治に左右されることなく、地域のことは自分たちで考え、地域固有の文化や風習を尊重し、地域住民の声や想いをかたちにする「地域主義」を掲げ、福井県全域で新しい地域政治を推進する。

第3条（活動）

本党は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- （1）ふくいのための政策の企画・立案および提言
- （2）選挙における候補者の推薦および擁立
- （3）政治活動の企画・運営
- （4）その他、本党の目的達成に必要な活動

第2章 構成

第4条（党員）

本党は次の各号に掲げる党員で構成するものとする。

- （1）本党の公認で当選した首長及び地方議員（福井県議会の議員及び市区町村議会の議員をいう。以下同じ。福井県内の選挙に限る）。党員資格は公認決定時点からとする。
 - （2）福井県内の首長及び地方議員が入党しようとする場合は、4名以上の本党員による推薦の要件を満たした書面を提出し、執行部会の承認を得て入党手続きを経た者。
 - （3）その他、本党の理念および目的に賛同する者であって、執行部会において入党を認められた者(国会議員を含む)。
- 2 党員が離党しようとするときは、幹事長に申し出てその承認を得るものとする。

第5条（サポーター）

本党の理念および目的に賛同する18歳以上の個人は、「ふくいの党サポーター」（以下「サポーター」という）となることができる（党員を除く）。

2 サポーターとなろうとするものは、所定の様式に必要事項を記入し申し込みをする。なお、サポーターの登録及び登録の解除等については、会員規則で別に定める。

3 サポーターは、次の各号に掲げる権利と義務を有する。

- (1) サポーターは、本党が実施する政治活動・啓発活動・交流行事に参加することができる。
- (2) サポーターは、本党の理念に従い、品位を保ち行動しなければならない。

第3章 議決機関

第6条（党大会）

本党の最高議決機関を党大会とする。

- 2 党大会は、代表の選出と辞任、代表の信任投票、年間活動計画の決定、予算・決算の承認、党の綱領及び規約の改正、その他重要事項を審議し決定する。
- 3 代表は、毎年1回、党大会を招集しなければならない。又は、代表は、必要に応じて臨時党大会を招集することができる。
- 4 代表は、執行部会がその決定によって要請した場合、又は党員の2分の1以上の要請があった場合には、党大会を招集しなければならない。
- 5 党員は、党大会の構成員として、党大会における議決権を有する。
- 6 党大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。
- 7 その他党大会の構成及び運営に関し必要な事項は、執行部会が定める。

第7条（党運営委員会）

党大会に次ぐ党の議決機関を党運営委員会とし、党員をもって構成する。

- 2 党運営委員会は、本党規約に定める事項その他重要事項について執行部会が特に必要であると決した事項を審議し決定する。特に緊急を要するとして代表又は執行部会が提起した事項については、党運営委員会の議決をもって党大会の議決に代えることができる。党大会の議決に代えた党運営委員会の議決は、その後初めて開かれる党大会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 党運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。
- 4 党運営委員会は、執行部会の判断を基に代表が招集する。
- 5 前項の規定にかかわらず、代表は、党員の3分の1以上の要請があった場合には、10日以内に党運営委員会を招集しなければならない。
- 6 党運営委員会においては代表が党員から議長を1名指名し、議長が進行する。
- 7 その他党運営委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、執行部会が定める。

第4章 執行機関

第8条（執行部会）

本党の最高執行機関として執行部会を設置する。執行部会は次の各号に定める役割を担う。

(1) 本党の執行に関する方針を定め、本規約に定める事項その他の重要事項について、党大会および党運営委員会の承認、決定を求めること。

(2) その他本党の運営全般に関して総合調整を行うとともに、党務を執行する。

2 執行部会は代表、代表代行、幹事長、幹事長代行、その他代表が指名する若干名で構成する。

3 執行部会は、代表が主宰し、その要請に基づき、幹事長が招集、運営する。

4 執行部会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。

第9条（代表）

本党に、代表を1名置く。

2 代表は、党を代表する最高責任者として、党務全般を統括する。

3 代表の任期は、就任した年から2年後の11月末日までとし、再任することができるものとする。任期満了に伴う新たな代表の選出をもって任期は終了するものとし、任期内に新たな代表が選出されない場合、執行部会の承認を得て、新たな代表が選出されるまで、従来の代表がその任にあたるものとする。

4 任期満了に伴う代表の選出は、党員による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の11月に行うことを通例とする。

5 任期途中で代表が欠けた場合は、執行部会が臨時党大会を招集し、前項の規定による選挙で、新たな代表を選出する。この場合、新たに選出された代表の任期は、前代表の残任期間とする。

6 代表選挙の立候補者が1人である場合には、党大会における承認をもって、選挙に代えることができる。

7 党大会において代議員の2分の1以上の賛成がある場合には、代表はその任を解かれる。この代表は次の代表選挙に立候補することができ、この選挙で再任された場合には残りの任期の間、代表解任の発議の対象にならないものとする。

8 代表が任期中に欠けた場合あるいは代表に事故がある場合、新たに代表が選出されるまでの間、執行部会の承認を得て予め代表が定めた代行者が代表の職務を担う。なお、代表の残りの任期が3ヶ月に満たない場合、残りの任期をその代行者が代表の職務を担う。

第10条（代表代行）

本党に、代表代行者を若干名置くことができる。

2 代表代行は、代表を補佐し、その指示に基づき代表の職務の一部を代行して党務を遂行する。

3 代表代行は、代表が選任し、党大会又は党運営委員会の承認を得る。

4 代表が一時的にその職務を行うことができないときは、代表代行が代表の権限及び職務を代行するものとする。

第11条（幹事長）

本党に、幹事長を1名置く。

2 幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。

3 幹事長は、党員の中から代表が選任し、党大会又は党運営委員会の承認を得る。

4 幹事長は、幹事会の構成員である幹事長代行、幹事その他必要な役職者を選任することができる。

5 幹事長は、幹事長の下に必要な機関を置き、必要な役職者を選任することができる。

6 幹事長は、必要に応じ、執行部員等の連絡及び調整のための会議を招集することができる。

7 幹事長は、党務全般を統括するにあたり、広く党員及びサポーターの意見を聞くよう努め、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。

第12条（その他執行機関）

代表は、必要と判断する場合、本党の執行に必要な機関および長を置くことができる。

第13条（候補者選定手続き及び決定機関）

福井県内の首長及び地方議員の選挙並びに国会議員選挙に係る候補者の公認、推薦等は、執行部会での審査を経て代表が決定する。

2 執行部会は、前項により決定した公認、推薦等について、必要があると判断する場合は、決定の取り消し等決定内容を修正できる。

第14条（執行部員の任期）

代表以外のすべての執行部員の任期は次の各号の通りとする。

（1）1年とする。ただし、重任を妨げない。

（2）補欠選任の場合には、前任者の残任期間とする。

（3）前各号にかかわらず、第9条第5項の規定により代表が欠けた場合は当該代表とともに任期は終了する。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職に在るものとする。

第5章 特別機関

第15条（諮問機関）

本党に、党内外の有識者等による諮問機関を置くことができる。

2 諮問機関は、代表又は執行部会の諮問により、党の重要問題について審議し、答申又は意見具申等を行う。

第16条（党紀委員会）

本党に、必要に応じ党規律遵守のため党紀委員会を置くことができる。

2 党紀委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断に基づいて、執行部会に対して党員の党紀遵守に関して意見を述べることができる。

3 党紀委員長は、代表又は執行部会が指名し、党運営委員会の承認を受けた者が務める。党紀委員長は、5名以内の党紀委員を選任し党運営委員会の承認を受ける。

4 党紀委員会の任期は定めないが、必要がなくなった際は党運営委員会の承認によって解散する。

第17条（最高顧問及び顧問）

代表は、執行部会の承認に基づき、最高顧問及び顧問を選任することができる。

第6章 倫理

第18条（倫理の遵守と倫理規則）

党員は、政治倫理に反する行為、本党の名誉を傷つける行為、本規約及び本党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。

2 党員が前項に違反した場合、執行部会は、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に基づいて、執行部会の承認をもって、必要な処分を行う。

3 執行部会は、必要に応じ党紀委員会の意見を求めることができる。

4 除名処分を行った場合には、処分後最初に開かれる党運営委員会に報告しなければならない。

5 党員の倫理の遵守及び権利擁護並びに党紀委員会の組織運営に関し必要な事項については、執行部会の承認に基づき、倫理規則を定める。

第7章 会計及び予算等

第19条（党財政）

本党の経費は、党費、寄附、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

第20条（会計年度及び予算、会計監査）

本党の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 幹事長は、執行部会の承認に基づき、会計年度毎に予算を編成し、党大会の承認を得なければならない。

3 幹事長は、会計年度毎に会計報告を作成し、会計監査人の監査を受けた上で党大会の承認を得なければならない。

4 会計監査は代表が指名し、執行部会で承認する。

第8章 補則

第21条（オンライン会議）

本規約で規定する党大会その他の会議は、オンラインで実施できる。

第22条（規約の改廃）

本規約の改廃は、党大会にて決議する。

第23条（補則）

本規約に定めなき事項については、執行部会で決定する。

附則（令和7年7月2日施行）

本規約は、決定と同時に施行する。